

## 京都府和東町基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

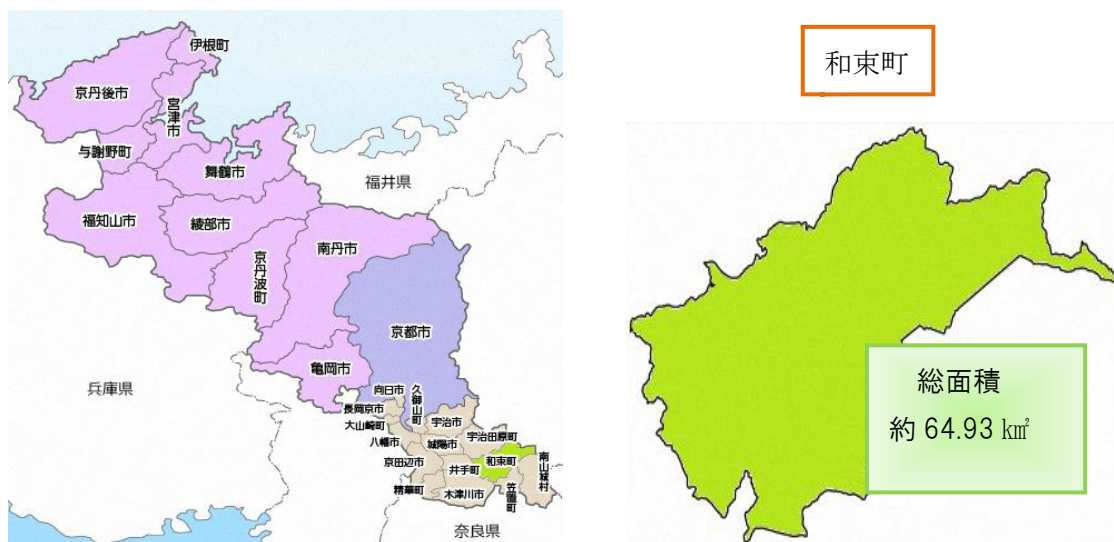
#### (1) 促進区域

設定する区域は、令和5年9月1日現在における京都府和東町の行政区域とする。概ねの面積は、6,500ヘクタール程度（和東町の面積）である。

本促進区域において、京都府環境を守り育てる条例に規定する京都府歴史的的自然環境保全地域（鷲峰山保全地域）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種並びに京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に規定する府指定希少野生生物の生息・生育域が存在する。そのため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、京都府立自然公園条例に規定する京都府立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

(地域の特徴)

### ●和東町の位置

和東町の面積の約75%は、三方を山で囲まれ、その尾根と谷合に集落が形成されている。その谷に沿って、町の中心を和東川が流れており、この地形と豊かな土壌により、良質のお茶が栽培されており、800年前から続く京都府最大の茶産地である。年間の荒茶総生産量は、約1,140t、生産額では、約25億円程度である。

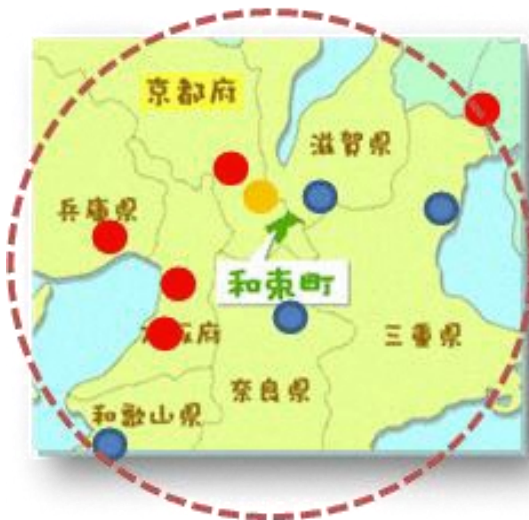
本区域に点在する「生業の茶畑」は、平成20年1月、京都府景観資産条例の施行に伴い、京都府景観資産第1号に登録され、同年3月、京都府文化的景観に選定された。平成23年から、和東の「生業の茶畑景観」を含み、京都府と関係市町村で世界及び日本における茶の歴史の理解のために欠くことができない重要な文化的景観として、「宇治茶の生産景観」の世界文化遺産登録の取り組みを開始した。平成25年には、「最も美しい村連合」に加盟、平成27年には、文化庁の日本遺産に、「日本茶800年の歴史散歩」として、京都府山城地域の8市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、木津川市、和東町、南山城村）と共に認定を受け、平成28年には、新たに4町（久御山町、井手町、笠置町、精華町）に存在する構成文化財も追加認定された。

和東町を含む相楽地域は、京都府の南端に位置するが、近畿圏では中心に位置し、和東町の半径約100キロメートルには、5つの政令指定都市（京都市、大阪市、堺市、神戸市、名古屋市）と4つの県庁所在地（奈良市、大津市、和歌山市、津市）を抱える大都市圏に近い中山間地域である。

また、京都府乙訓・山城地域の中で最も観光入込客数を確保している宇治茶ブランドで名声を博している宇治市に近い。

奈良時代には、和東町に隣接する奈良市、木津川市、甲賀市には、都が置かれ、これらを結ぶ交通の要衝として栄えた町であり、古くは平城京の北の玄関口として、江戸時代初期からは、皇室直轄地として栄えた地域である。

### 【主な都市からの距離と時間】

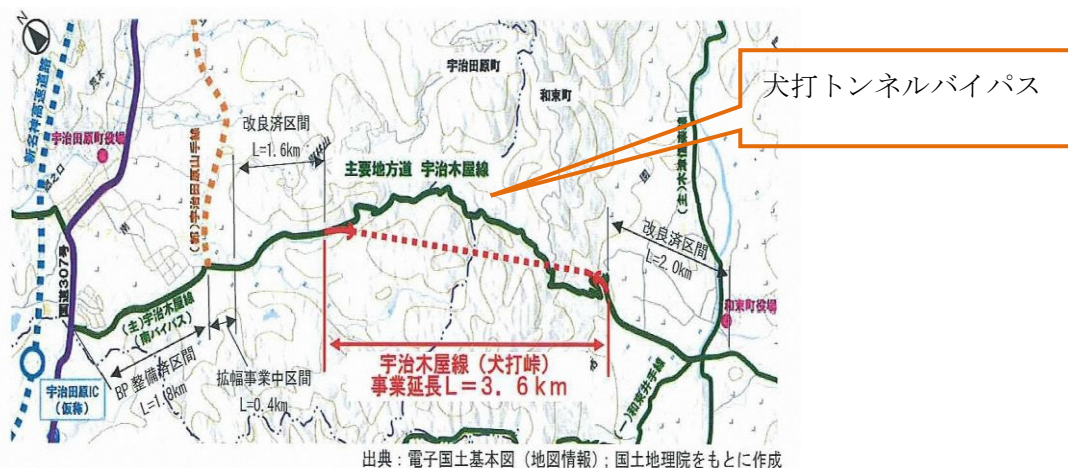


- 京都市～45 km（約70分）
- 宇治市～17 km（約32分）
- 奈良市～20 km（約35分）
- 大阪市～51 km（約73分）
- 堺市～63 km（約82分）
- 和歌山市～118 km（約120分）
- 大津市～45 km（約60分）
- 名古屋市～122 km（約115分）
- 神戸市～81 km（約100分）
- 津市～78 km（約82分）

## ●インフラ整備状況

現在の公共交通アクセスは、鉄道駅はなく、隣接する木津川市にあるJR関西本線加茂駅から和東町の中心部を經由して北東部の和東町原山まで運行する奈良交通バスと加茂駅から木屋地区を經由して南山城村のJR関西本線月ヶ瀬口駅までを運行する相楽東部広域バス（JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会）が運行している。

また、地域住民の念願であった主要地方道宇治木屋線の和東町、宇治田原町境にある犬打峠のトンネルを含むバイパス（以下「犬打トンネルバイパス」という。）は、新名神高速道路の開通予定に合わせた開通を目指して平成29年度に事業着手され、完成後は（仮称）宇治田原インターチェンジを介して、和東町から国土幹線と直接つながるインフラ整備が予定されており、広域的なアクセシビリティは大きく向上し、開通後は和東町から宇治市までは15分足らず、京都市にも30分足らずのアクセスとなる。



## ●産業構造

町の主産業は、1次産業であり、その殆どが800年前（鎌倉末期）から続くお茶の産地で現在は、京都府内産の約40%の荒茶を生産し、和東のお茶は、宇治茶（※）の主産地として「親茶」「里茶」と呼ばれる。京都産の初市では、毎年最高値で落札される（平成28年1kg当たり160,041円、平成29年1kg当たり162,000円/各代表的な産地の初市の平均単価は、鹿児島5,000円～6,000円・静岡8,000円～10,000円・宇治20,000円～25,000円）。特に煎茶は、質・量共に日本一の産地であり、抹茶の原料となる「碾茶」の生産量でもここ数年愛知県西尾市を抜いて日本一の産地となった。JA京都やまし和東町支店の取扱高は約30億円（約1,200t）で、相対販売（茶問屋が直接生産者から買い付ける）も入れると40億円の市場となる。

(※)

宇治茶の定義は、歴史・文化・地理・気象等総合的な見地に鑑み、宇治茶としてともに発展し、また、当該産地である京都・奈良・滋賀・三重の4府県産茶で京都府内業者が府内で仕上げ加工したものである。ただし、京都府産を優先するものとされている。

しかしながら、ここ数年の茶市場の変化による茶価の減少と少子高齢化による過疎化により、後継者問題や耕作放棄地の問題は、深刻と言わざるを得ない。

そこで、和束町では、茶産業を軸にした観光産業の創出に向け、平成19年度（H19.9.20）認定の「行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生」計画を策定し、茶業の6次産業化に本格的に取り組む、交流人口の拡大による地域外貨の獲得と雇用の創出、地域ブランドづくりを推進してきた。

今までの取り組み状況による推移が次のグラフである。

(図-1)



(京都府観光入込客調査報告書)



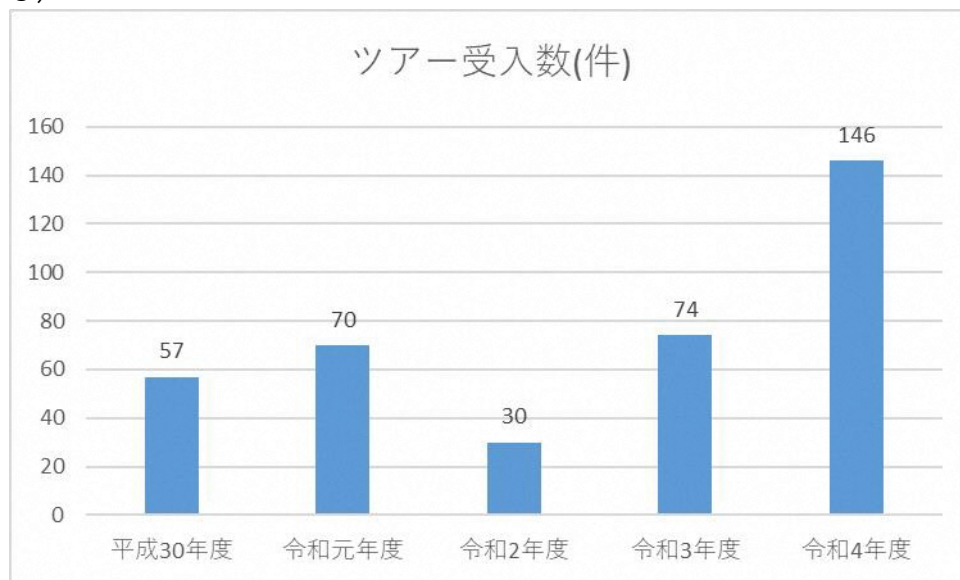
(図-2)



(和東町資料)

- 平成26年度より、和東町及び和東町内の民間事業者が海外からのインターンシップの受入や、海外向けのリーフレットの作成、WEBサイトの配信により、インバウンド観光の誘致を本格的に推進する。
- 民間事業者がインバウンド向けのゲストハウスの運営もスタートする。

(図-3)



(和東町資料)

- 平成27年に文化庁が和東町を含む山城地域8市町村を「日本遺産」に審査員満場一致で認定、資産名称は「日本茶800年の歴史散歩」。平成28年に、新たに4市町村の

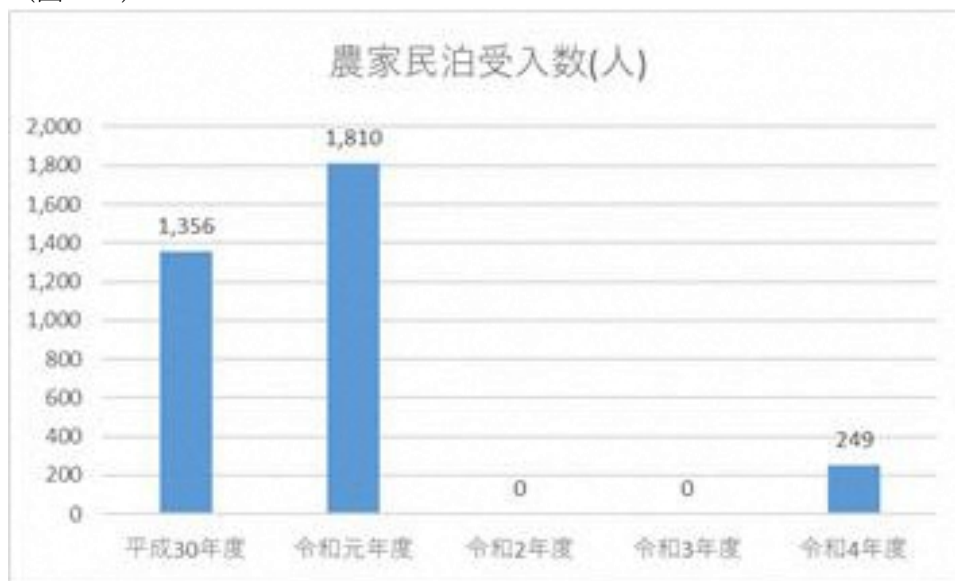
構成文化財が加わり、山城地域12市町村すべてが日本遺産の対象市町村に認定された。

- 平成29年度、京都府は、「お茶の京都」ターゲットイヤーとし、宇治茶生産の歴史・文化を活かした京都府山城地域への観光客誘致に本格的に取り組む。



ロゴに和東町の茶畑がデザインされています

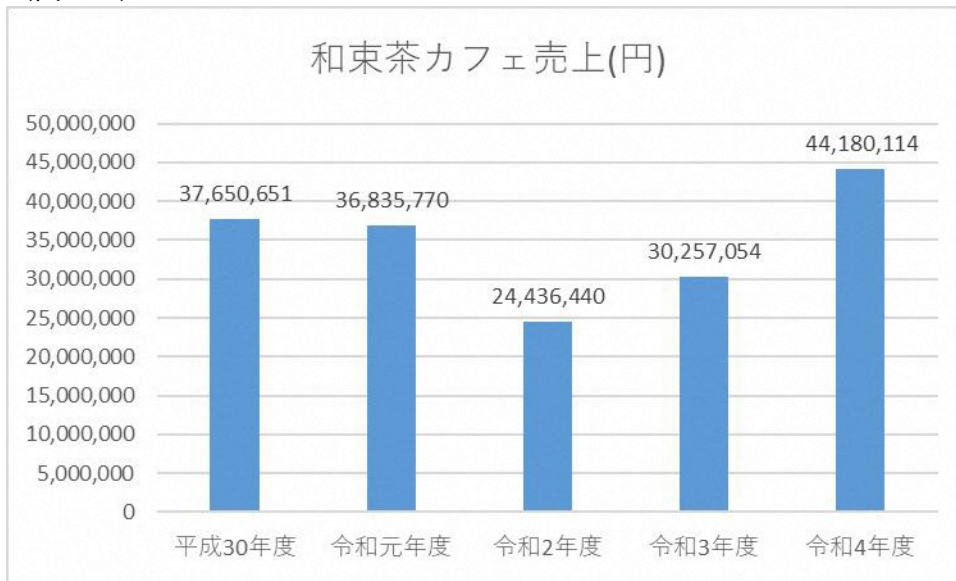
(図-4)



(和東町資料)

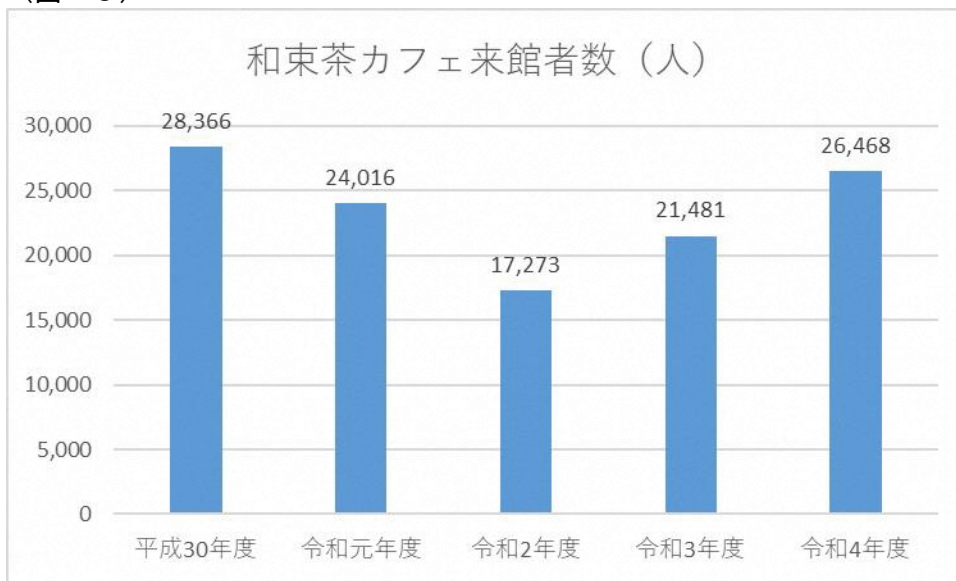
- 観光産業の定着に向け、修学旅行生等を対象にした教育観光の受入れを推進している。田舎での生活体験や農業体験等、自然や文化に触れ、地域住民との交流を楽しんでもらう「グリーンツーリズム」を推進している。
- 平成27年度より、平成30年からの本格実施に向け、国内外の教育旅行（修学旅行）の誘致に本格的に取り組む／平成27年度は、ボーイスカウトの世界大会(ジャンボリー)で日本を訪れていたスウェーデンチーム600名の受入れに成功した。
- 平成30年から本格的な修学旅行の受入れがスタートした。

(図-5)



(和束町資料)

(図-6)



(和束町資料)

- 市場に頼り切っていた生産農家から新たな販路を見出すため、産直事業の拠点施設として「和束茶カフェ」を開設し、宇治茶ブランドを使用するのではなく、和束茶のP B (プライベートブランド) 化を図る。
- グリーンティ和束のエントランスに設置された小さなスペースながら、和束町の交流拠点施設として、着実に機能し始める。
- ホテルブランドとのコラボレーションフェアやイベントにより、着実に和束茶ブランドが浸透し始めている

○平成29年4月に和東茶カフェは、「一般社団法人えんーTRANCEわづか」として法人化した。

このように茶業の6次産業化による観光産業への参入は、京都府が推進する「お茶の京都」の取組みと繋がり、ゆっくりではあるが着実に整備されており、その担い手となる人材もI/Uターンで増加傾向にある。

#### ●人口分布の状況

令和2年の国勢調査における和東町の人口は、3,478人で平成27年の国勢調査における人口は、3,956人で、実に年間100人ずつ減少していることになる。その内、国勢調査産業大分類別就業者総数は、平成27年度は1,933人に対して、令和2年度は1,717人となっており、直接地域内産業の衰退に影響を及ぼしている。また、出生数、死亡数については、平成27年には、出生数が11人、死亡数が65人に対し、令和2年の出生数は15人、死亡数は72人となっており、自然増は見込めない状況にある。

和東町は、平成26年度に「日本創成会議」がまとめた「消滅可能性都市」にも名を連ねており、交流人口拡大による移住定住予備軍の確保、基幹産業である茶業の多様化による雇用の場の創出が急務となっている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

和東町の基幹産業は、茶業であり、荒茶生産量は約1,300tで生産額は、約40億円、茶業関連の製造機械や仲卸業等の商工業が約8億円程度、新産業としての観光業が約1億円という経済構造になっている。

主産業である茶業は、新規就農による参入障壁が高い産業であることから、少子・高齢化による後継者不足と市場の変化による茶価の低迷による農業離れが深刻である。また、小売業やサービス業などの事業所の数は、現在124であり、平成18年の事業所数223から100件近く減少しており、小売業やサービス業などの商工業が衰退している。

これらの課題解決に向け、令和3年度「和東町第5次総合計画基本計画」では、10年後の和東町の将来像を「和の郷 知の郷 茶源郷 和東」とし、令和5年度予定の(仮称)犬打峠トンネル開通や、令和6年度予定の住民の健康・福祉の拠点となる(仮称)総合保健福祉施設の整備による町の内外の立地構造も大きく変わってくることが見通されている。また、多彩な農村文化体験の場づくりで交流人口と和東ファンを増やすべく、湯船マウンテンバイクランド及び湯船森林公園の活用や、茶源郷和東オープンエ



アミュージアム事業を進めていく。

鎌倉時代から続く茶の生産を堅持しつつ、市場の変化に耐えうるよう、茶業の6次産業化を推進し、産直を含む新たな流通の仕組みを確保する。さらに地域資源である歴史と「生業の景観」を含む質の高い生産文化を発信し、和東茶の地域ブランドを確立することで、観光産業の更なる拡大を図っていく。

また、観光産業においては、和東町の地理的要件や地域性から、修学旅行を含む教育旅行の誘致、インバウンド観光の推進を主として、その体制整備に努めることで、交流人口25万人を達成する。

今後、官民が連携し、地域経済牽引事業を促進することで、茶業従事者のみならず、衰退が著しい小売、サービス業等地域内の他の産業にも経済的波及効果をもたらし、外貨の獲得と地域内好循環を生むことを目指す。

## (2) 経済的効果の目標

### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	65.5百万円	131百万円	100%

### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	65.5百万円	65.5百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	1件	2件	100%

1件あたり65.5百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を1件創出することとし、促進区域で65.5百万円の付加価値の創出を目指し、現状の創出額65.5百万円に積み上げる。

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が5,421万円(京都府の1事業所当たり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(活動調査(令和3年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で19%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 和束町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野
- ② 和束町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③ 和束町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

① 和東町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野

本町の産業構造の一人当たりの付加価値額では、第1次産業が405万円で、基幹産業である茶業が和東町を支えている（RESAS地域経済循環図2018年）。

平成28年度京都府産地別・茶種別実績（JA京都やましろ農業協同組合まとめ）では、茶種別合計1,896,105kg中、和東茶が922,955kgを占め（48.7%）、煎茶1番では平均単価3,711円と府内第1位の高価格で取引されており、高品質な和東茶が和東町の強みである。

世界的な健康志向の高まりから、海外における緑茶の需要が増加しており、他国産に比べてブランド力に優れた日本茶が進出しやすい状況にある。平成24年の輸出額（50.5億円）は5年前と比べ、約1.5倍に増加しており、さらに、農林水産省「茶の輸出戦略」（平成25年8月）では令和2年度に茶の輸出額を150億円にする目標が掲げられている。

そうした中、国の戦略に沿って和東町も、高品質・高価格の和東茶ブランドを確立し、日本国内だけでなく海外へ販路開拓し、需要拡大を図るとともに、地域事業者で構成する地域商社等による、和東茶を直接消費者へ届ける産地直送システムの構築や販売窓口の多様化等の取組を支援していく。

② 和東町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

「茶源郷」とも呼ばれる和東町は、清々しい空気と冷涼な気候、昼夜の寒暖差が大きく、古くからおいしいお茶を育てる環境に恵まれた地として知られ、茶葉の栽培や抹茶・煎茶・玉露等を生み出した製茶技術の工夫を繰り返しながら、鎌倉時代に中国から茶が伝えられて以降、約800年もの歴史を有する茶文化を発展させてきた。

先人から受け継いできた緑豊かな山腹に広がる「生業の茶畑景観」は、平成27年に「日本茶800年の歴史散歩」のストーリーで「日本遺産」第1号の認定を受けており、年間94,000人が来場。また 観光のエントランスである茶源郷交流エリアにおけるお茶の直売所「和東茶カフェ」の来場者数も、平成28年度16,000人から平成30年度28,300人と大幅に増加している。その他、茶文化として本格的な茶道体験、茶葉の手摘み体験、石臼挽きや茶香服体験など観光のコンテンツとなっている。

また、豊かな自然に恵まれた「湯船森林公園」では、サイクリングやマウンテンバイクなどスポーツ振興によるまちづくりを進めており、年間7,500人が来訪している。

これらにより、平成28年度の和東町の観光入込客数は94,463人であったところ、平成30年度には178,543人に増加し、平成28年度の観光入込客数の対前年度増加率は府内26市町村中「第2位」と飛躍的に増加している。また、外国人観光客も平成23年度には34人であったところ、平成28年度には3,055人に急増している。

平成29年度は「お茶の京都」ターゲットイヤーとして、京都府や他市町村と連携してお茶の京都DMOを設立し、また相楽東部3町村（和東町・笠置町・南山城村）による広域連携によるまちづくりを進めた。

そうした中、令和6年度開通予定の犬打トンネルバイパスや新名神高速道路宇治田原インターチェンジ等の交通インフラ整備を見据え、和東町の地域資源を活用した観光産

業をはじめ、農林や商工業の活性化による新たな雇用を創出し、和東町第4次総合計画の目標である交流人口25万人をめざし、和東町を満喫できる場として「お茶の駅」の拠点整備等を行う。

さらには、茶畑景観等地域の特性を活かした修学旅行を含む教育旅行の誘致、近年大幅に増加しているインバウンド観光をさらに推進し、通過型観光から滞在型観光へシフトさせ、町内の消費拡大を図るとともに、近隣市町村と連携したまちづくりを推進することにより、和東の魅力をもっと一層高めて将来の移住・定住に繋げていく。

### ③ 和東町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

和東町の産業構造の付加価値ベースでは「製造業」（30.3%）、「医療、福祉」（21.6%）、「卸売、小売業」（20.8%）の順に比率が高く、製造業の中でも「飲料・たばこ・飼料製造業」の付加価値額が63.2%（京都府2.7%、全国2.3%）、従業者数も61.0%（京都府2.5%、全国1.6%）を占めるなど、他地域と比べても格段に比率が高い。

また、特化係数も付加価値額で25.91（京都府1.54）、従業者数で48.38（京都府1.83）と全国平均をはるかに上回る極めて高い水準にあり（RESAS地域経済循環図2013年）、和東町の強みである茶を中心とする稼ぐ力を持つ飲料品関連産業が集積しており、本町の製造業を支える重要な産業となっている。

和食ブームや健康志向の高まりから世界的に注目を集める茶を中心とする飲料品関連産業は、農業をはじめ、卸売業、小売業、飲食業など多くの分野への波及が期待できる分野であり、地域住民による新たな商品開発の試作などの取組も支援しながら、今後商品化に向け観光業など他の分野との連携による製造業の強化や多分野への展開を図っていく。

また、和東町は、半径約100kmには、5つの政令都市と4つの県庁所在地を抱える近畿圏の中心に位置し、物流をはじめビジネスや文化の交流等が図られる地理的特性を活かして生産だけを町内でいり販売を他地域に委ねるのではなく、生産から加工・販売に至る6次産業化や国内外への販路拡大への取組や、茶やその機能性成分を活用した食品や化粧品といった関連商品の開発や高付加価値化への取組を支援し、特化している製造業の成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進していくことで、経済効果を多くの分野へ波及させ、地域経済循環率55.7%を70%に引き上げる。

以上3分野において付加価値が高い地域経済牽引事業の創出を図る。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、茶産業の6次産業化を推進し、新たな観光産業を創出することで、基幹産業である茶産業の底支えをしながら、それらを担える地域商社の育成と適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。和東町の茶産業は活発で、茶園面積は府

下の37.5%、荒茶生産量は48.3%、荒茶生産額は39.4%で、ともに府下一を誇っている。(和束町第5次総合計画策定に係る地域概況調査報告書(その1)より)

交通インフラの整備に合わせて、地域事業者及び市場のニーズを踏まえた各種事業においては、国の支援策も合わせて活用し、事業コストの低減や人材の育成等を実施し、本地域の歴史・文化・産業を最大限に生かした取組を進めていく。

## (2) 制度の整備に関する事項

### ①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定する。

### ②地方創生関係施策

令和6年度～令和10年度の地方創生推進交付金を活用し、茶を軸とした働く場づくりと雇用の拡大を図るため、「和束町の飲料品関連産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野」や、「和束町の高級煎茶等の特産物を活用した農林、地域商社分野」において、和束茶等のブランディング企業等の設立や販路開拓等の支援を行い、和束町の「生業の茶畑景観」等の茶文化や湯船森林公園等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野においては、茶文化等の地域資源を活かしたまちづくりや、農村体験、マウンテンバイクを始めとするスポーツ体験等による観光振興による交流人口の拡大等を実施する予定。

### ③地域雇用関係施策

地域における自発的な雇用創造の取組みを支援するため、実践型地域雇用創造事業(厚生労働省)を申請する予定。

## (3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

和束町のまちづくりの指針となる「和束町第4次総合計画」や「茶源郷未来型交流のまちづくり調査研究事業」で調査した観光入込客数・観光消費額、府道宇治木屋線周辺の交通量、インフラ整備に伴う今後の経済効果、近隣町村のまちづくりビジョン等の公共データを積極的に公開し、地域企業への還元を図る。

## (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府及び和束町内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局で協議の上で対応することとする。

## (5) その他の事業環境整備に関する事項

### ①産業用共用施設の活用

「茶源郷交流エリア」「緑と清流交流エリア」に設置された観光用施設等と民間が所



有する土地や施設等を有効活用するため、京都府や和束町の関係各課を構成メンバーとする調整会議を設置する。

②人材育成・確保支援

教育旅行やインバウンド観光の受け皿となる対流交流施設での就労支援施策として、実践型地域雇用創造事業（厚生労働省）を申請し、和束町雇用促進協議会を事業承継する。

③インフラ整備

交通インフラ整備として、新名神高速道路の（仮称）宇治田原インターチェンジ開通に合わせて、宇治田原町～和束町間の犬打トンネルバイパスが令和6年度に開通予定。それに合わせて、地域商社や企業誘致に向けて、地域公共交通の充実や交通インフラの整備を進める。また、和束町側の玄関口となる「茶源郷交流エリア」にある和束茶カフェを観光のエントランスとして、町内外の人が和束町を満喫出来る「お茶の駅」構想の対流交流拠点となるよう、和束茶カフェがある既存施設（グリーンティ和束）の改修や駐車場の整備等を進める。

また、「緑と清流交流エリア」の湯船森林公園内に設置された「湯船MTBパーク」で開催される「ワールドマスターズゲームズ」に向けコース整備等を行う他、今後有効活用を図るため、「フォレストアドベンチャーパーク」を検討。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<b>【制度の整備】</b>					
① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	運用	運用	運用	運用	運用
② 地方創生推進交付金の活用	運用	運用	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>					
① 環境整備等課題解決に向け	運用	運用	運用	運用	運用

た窓口 設置 (京都 府・和 東町)					
【その他】					
① 施設等 の有効 活用に 向けた 調整会 議の設 置(京 都府・ 和東 町)	運用	運用	運用	運用	運用
② 人材育 成・確 保支援	運用	運用	運用	運用	運用
③ インフ ラ整備	運用	運用	運用	運用	運用
④ ワンス トップ 窓口の 設置	運用	運用	運用	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府をはじめ、①山城地域12市町村や府等で設立したお茶の京都DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）、②相楽東部3町村（和東町・笠置町・南山城村）で組織された京都山城体験観光協議会、③京都府、相楽東部3町村で組織された相楽東部未来づくりセンター、④和東町、JA京都やましろ、和東町商工会等で組織された和東町雇用促進協議会、⑤和東町が設立した一般財団法人和東町活性化センター、⑥京都銀行、京都中央信用金庫、南都銀行等の地域金融機関等、地域に存在する支援機関が、それぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

- ①お茶の京都DMO（一般社団法人京都山城地域振興社）  
インバウンド観光の推進と、ツアーの企画や誘致支援。
- ②京都山城体験観光協議会  
教育旅行受入れの基盤整備及び窓口のワンストップ化。
- ③相楽東部未来づくりセンター  
特に観光事業の面で、相楽東部3町村の連携強化を行う。
- ④和束町雇用促進協議会  
事業推進に当たっての、人材育成、事業拡大など、その担い手の育成。
- ⑤一般財団法人和束町活性化センター  
官民連携の橋渡しの存在、特に教育旅行の和束町側のワンストップ窓口、民間事業所の商品開発支援。
- ⑥京都銀行、京都中央信用金庫、南都銀行等の地域金融機関  
投資ファンド会社を運営し、事業本体や事業に参画する事業所への資金面の支援体制。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

促進区域における施設整備においては、周辺土地利用において、可能な限り自然環境に影響や文化的景観を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全及び文化的景観に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、整備の実施に当たっては、国内希少野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮するものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

### (2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市町においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市町、事業所などがそれぞれの役割に

において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

- ・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪客の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯のLED化等を行う。

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなど防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

- ・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

- ・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への必要な物品・場所等を提供するなどの協力をを行う。

- ・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

- ・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

- ・交通安全対策

促進区域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯CSRなど自主的な防犯活動を進める。

・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。

・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

(3) その他

①PDCA体制の整備

毎年4月に有識者会議を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見通しについてHP等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

予定なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

予定なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

予定なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日、までとする。

『京都府和東町基本計画』に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定による承認（同法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。